

官庁施設のバリアフリー化及び震災時対策に関する行政評価・監視

－利用者の安全確保及び利便向上を中心として－

－ 主な改善事例 －

- 【事例 1】 階段の上端に近接する廊下に、段差があることを警告するための点状ブロックを敷設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 【事例 2】 傾斜路の自転車を撤去、傾斜路の手すりを越えて突出していた植栽を伐採したことにより、視覚障がい者移動等円滑化経路を確保・・・・・・・・ 2 頁
- 【事例 3】 男子トイレに高齢者、障がい者等が円滑に利用できる床置き小便器を設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 【事例 4】 車いす使用者用駐車施設の路面を鮮明に表示・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- 【事例 5】 車いす使用者用駐車施設の路面に乗降スペースを表示・・・・・・・・ 5 頁
- 【事例 6】 多機能便所を案内する標識を玄関及び廊下に貼付・・・・・・・・ 6 頁
- 【事例 7】 車いす使用者用便所の付近に当該施設がある旨の標識を設置・・・・ 7 頁
- 【事例 8】 庁舎案内板に多機能便所の位置を表示・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 頁
- 【事例 9】 車いす使用者用駐車施設の位置を分かりやすく表示するための立札を駐車場入り口付近に設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
- 【事例 10】 道と庁舎敷地とのすりつけ部分の段差を解消・・・・・・・・ 10 頁
- 【事例 11】 庁舎のバリアフリー施設・設備情報をホームページにおいて提供 11 頁

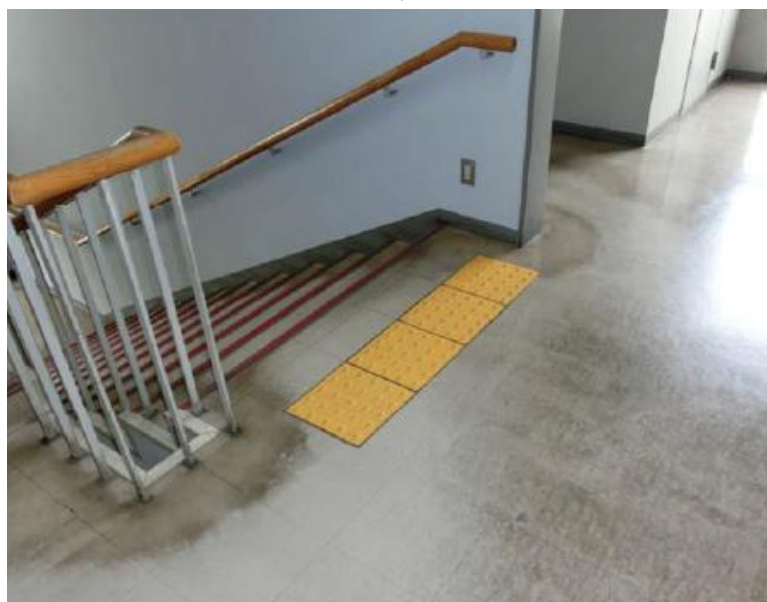
(1) ハード面のバリアフリー化

【事例1】 階段の上端に近接する廊下に、視覚障がい者に対し段差があることを警告する点状ブロックを敷設（さいたま地方法務局川越支局）



(改善前)

視覚障がい者に対して段差があることを警告するための点状ブロックなし



(改善後)

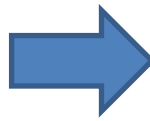
階段の上端に近接する廊下に、視覚障がい者に対し段差があることを警告する点状ブロックを敷設

(2階、3階及び4階の廊下全てについて敷設)

【事例 2】 傾斜路の点字ブロック上に駐輪していた自転車を撤去するとともに傾斜路の手すりを約 20 cm 越えて突出していた植栽を伐採し、視覚障がい者移動等円滑化経路を確保。今後、駐輪禁止の標識を設置予定（さいたま地方法務局川口出張所）



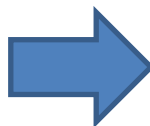
(改善前)
傾斜路の点字ブロック上に自転車が駐輪



(改善後)
駐輪していた自転車を撤去



(改善前)
植栽が傾斜路の手すりから約 20
センチメートル突出



(改善後)
手すりから突出した植栽を伐採

【事例3】 男子トイレに高齢者、障がい者等が円滑に利用できる床置式小便器を設置
(水戸財務事務所)



(改善前)
高齢者、障がい者
等のための床置式便
器なし



(改善後)
高齢者、障がい者
等が利用しやすい床
置式小便器を設置

【事例4】 不鮮明となっていた車いす使用者用駐車施設があることを示すシンボルマークや乗降スペースの斜線を鮮明に表示（さいたま地方法務局川口出張所）



（改善前）

車いす使用者用駐車施設が設置されているが、路面に表示しているシンボルマークや乗降スペースの斜線が不鮮明



（改善後）

路面のシンボルマークや乗降スペースの斜線を鮮明に表示

【事例5】 車いす使用者用駐車施設の路面に乗降用スペースを表示（川越税務署）



（改善前）

車いす使用者用駐車施設が2台分設置してあるが、路面に乗降用スペースを示す斜線なし



（改善後）

路面に乗降用スペースを斜線で表示

【事例6】 多機能便所を案内する標識を玄関及び廊下に貼付（茨城行政評価事務所）



(改善前)
多機能便所（車いす使用者用便房あり）の標識がその入口扉の上部に設置されており、多機能便所の前まで行かなければ認識できないもの



< 玄関から分かる位置 >

< 廊下から分かる位置 >



(改善後)
「玄関から分かる位置」及び「廊下から分かる位置」に紙製の案内表示を貼付

拡大



【事例7】 車いす使用者用便房の付近に当該施設がある旨の標識を設置
(新潟運輸支局)

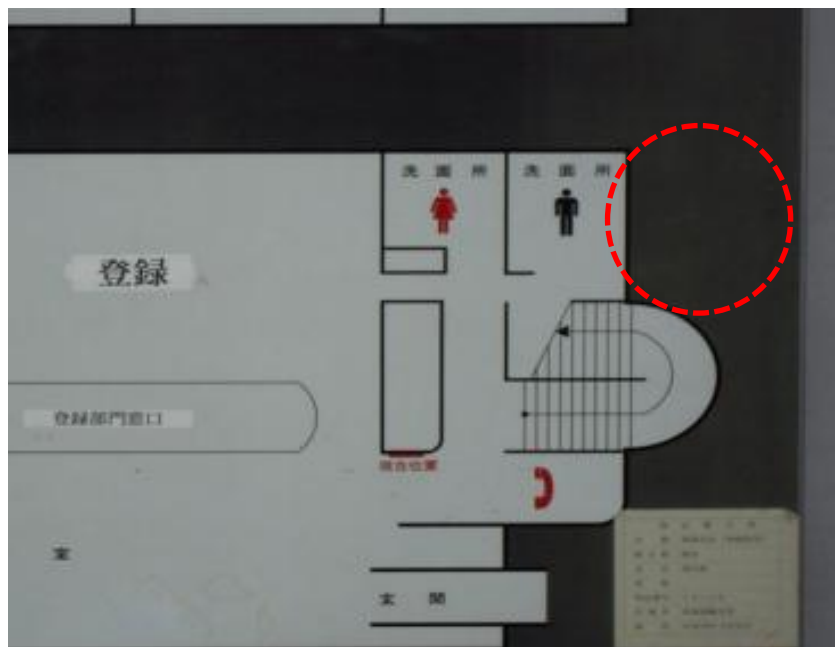


(改善前)
車いす使用者用
便房の付近に当該
施設がある旨の標
識なし



(改善後)
車いす使用者用
便房がある旨の標
識を設置

【事例8】 庁舎案内板に多機能便所の位置を表示（茨城運輸支局）



(改善前)
多機能便所（車いす
使用者用便房あり）が
設置されているが、案
内板にはその旨の表
示なし



(改善後)
案内板に多機能便
所の位置を表示

【事例9】 車いす使用者用駐車施設の位置を分かりやすく表示するための立札を駐車場入り口付近に設置（新潟地方検察庁）



(改善前)

庁舎横に車いす使用者用駐車場があるが、駐車場入り口からは容易に視認できないもの



(改善後)

車いす使用者用駐車場があることを表示する立て札を駐車場入り口に設置

【事例 10】 道と庁舎敷地とのすりつけ部分の段差を解消（水戸地方法務局土浦支局）



(改善前)
車いすが乗り越える
ことが可能な2センチメートルを超える
5センチメートルの
段差あり



(改善後)
段差を解消

(2) ソフト面のバリアフリー化

【事例 11】 移動等円滑化措置を講じた庁舎施設の有無及びその施設・設備名等の情報をホームページにおいて提供（関東地方整備局）

関東地方整備局ホームページ【庁舎バリアフリーの案内】



「庁舎バリアフリーの案内」をクリックすると、「バリアフリー施設のご案内」が表示され、詳細な案内を見ることができる。

